

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月26日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第75号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第76号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第77号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第5	議案 第78号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第79号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第80号	財産の無償譲渡について(神岡町旧白樺荘)
第8	議案 第81号	飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第82号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第10	議案 第83号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案 第84号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第85号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	認定 第1号	令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定 第3号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月26日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第4号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第5号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第6号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第7号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第8号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第9号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第10号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第11号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第12号	令和5年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第13号	令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第26	認定 第14号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	佐	藤	克	成
2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	水	上	雅	廣
6番	上	吹	豊	孝
7番	森			要
8番	井	端	浩	二
9番	澤		史	朗
10番	住	田	清	美
11番	前	川	文	博
12番	野	村	勝	憲
13番	籠	山	恵	子
14番	高	原	邦	子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	上	畑	浩	樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、住田議員、11番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第7 議案第80号 財産の無償譲渡について（旧神岡町白樺荘）

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第80号、財産の無償譲渡について（旧神岡町白樺荘）までの6案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら6案件は、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

住田総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第75号から議案第80号までの6案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る9月17日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第75号について申し上げます。本案は、今般の市県民税の課税誤りにおいて市政における事務の信頼性を損なう事態を招いたことから、当該事案に関する管理責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料を減額するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「処分の基準はあるのか。どのような場合も市長と副市長は必ず減額されるのか。」との質疑があり、「基準は特になく、事案に応じて判断する。今回の事案は税務課職員の人員不足の状況を考えたとき、手当てできれば防げたのではないかとい

う特別職の責任を重く見て判断した。」との答弁がありました。

次に、議案第76号について申し上げます。本案は、今般のシステム標準化において一部の業務で新たにマイナンバーを利用し業務間の同一人判定を行うため、他業務との情報連携が必要となることから所要の改正を行うものであります。具体例といたしまして、「住民登録外の方に固定資産税を課税する場合、本市で独自の番号を振って管理していたが、マイナンバーを使用することで転出や死亡に対応することができるようになり、確実に把握できるなどの利便性が高まる。」との説明がありました。

質疑の内容についてご報告いたします。「市外に住んでいて、市内に土地を持っている方が死亡された場合、マイナンバーで連動され、土地の所有者情報も変わるのか。」との質疑があり、「具体的な運用はこの秋から施行となるが、亡くなったときや転出されたときに郵送で確認していた事務がマイナンバーにより確実に becoming と思われる。」との答弁がありました。

次に、議案第77号について申し上げます。本案は、宮川町坂下地区の辺地対策事業債が予定額の範囲を超える変更を要するため、計画を変更し議決を求めるものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第78号について申し上げます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正点は、改正法により令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることから所要の改正を行うとともに、その経過措置について政令に基づき規定するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第79号について申し上げます。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭内保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が交布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正点は小規模保育事業及び事業所内保育事業等を行う事業所において従事する職員の数を定めた規定のうち、4・5歳児の保育を行う職員配置基準を30対1から25対1へ、3歳児の職員配置基準を20対1から15対1へと改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「今回の改正に出てくる家庭保育事業は3歳以上が対象となっているが、ゼロ歳児から2歳児の対応についてはどうなのか。」という質疑があり、「改正の対象となる保育事業はないが事情によっては3歳以上児を預かる場合もあり、その部分が認可保育園と同じ改正が行われた。」との答弁がありました。

次に、議案第80号について申し上げます。本案は、ひだ流葉スキー場の活性化を図るため、市有財産である神岡町旧白樺荘の土地と建物を株式会社 new flow に無償譲渡するに当たり議決を求めるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「この施設は普通財産として管理されてきたと思うが、貸付けの契約方法や建物の耐用年数等どのようになっているか。」との質疑があり、「株式会社 new flow が指定管理者になったときに指定管理事業とは別の独自事業として行う食堂用

施設として有償で貸付けてきており、耐用年数38年も超えている。また、市がこのまま所有し解体が必要となった場合1,780万円が必要になることに加え、無償であれば譲渡を受ける希望があった。そのため市の負担や今後のスキー場の発展を考え、無償譲渡が適当である。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第75号から議案第80号までの6案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第75号から議案第80号までの6案件について、委員長の報告は可決であります。これら6案件について委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら6案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第81号 飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第8、議案第81号、飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

●産業常任委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第81号につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る9月17日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

議案第81号について申し上げます。本案は、企業の新設及び増移設等の助成金の支援について、新規雇用または増加雇用者を5人採用することを交付要件としていましたが、昨今の人手不足の状況下において5人の雇用は極めて困難な状況であることから、人数要件の緩和並びに助成上限額について今後の財政状況を踏まえ見直すものであります。

質疑の内容について報告いたします。「今年度の申請状況、令和7年度、令和8年度の見込みはどのような状況か。」との質疑がありました。「令和6年度については、移設が株式会社東洋

と増設が渡辺酒造店。令和7年度は、食品製造企業と自動車部品製造企業の増設2件。令和8年度はC o I Uの新設1件を想定している。」との答弁がありました。

当委員会に付託されました1案件については、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、本案につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第82号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
から

日程第12 議案第85号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（井端浩二）

日程第9、議案第82号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から、日程第12、議案第85号、令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）までの4案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら4案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第82号から議案第85号までの4案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

初めに、議案第82号について採決を行います。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第83号から議案第85号までの3案件について一括して採決いたします。これら3案件に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件については委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第13 認定第1号 令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第26 認定第14号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計の決算の認定について

◎議長（井端浩二）

日程第13、認定第1号、令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計の決算の認定についてまでの10案件につきましては、会議規則第35条に規定により一括して議題といたします。これら14案件につきましては決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入ります。認定第1号については討論の通告がありませんので、討論を終結し採決をいたします。

本案の委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第12号までの11案件につきまして討論に入ります。認定第2号については討論の通告がありますので、討論を行います。反対者の発言を許可いたします。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

認定第2号、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計決算の認定に反対をし、理由を述べます。国民健康保険制度は平成30年度から県の単一事業となりました。飛騨市は令和4年度まで県内37

位から40位ほどの低い保険料に抑えられてまいりました。令和4年度実績で平均年額9万1,000円の保険料です。これはひとえに市が基金を繰り入れるなどで保険料を抑えてきたのと同時に、加入者である市民が病気予防、健康増進に努力をしてきた成果であります。その国民健康保険事業が県への納付金の上昇により、これ以上の保険料据え置きは困難であるという理由で飛騨市は令和11年度までの保険料の引き上げ計画を提示いたしました。その国民健康保険料引き上げ幅は加入者1人当たり平均6,000円、それが令和11年度まで毎年続き、令和11年度には1人当たり平均保険料が13万円となり、約5割増しの年額保険料となります。令和5年度はその大幅引き上げの初年度でありました。

私は令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計の予算の反対討論で、市民のことを第一に考え一般会計からの繰り入れ補填で国民健康保険料を引き下げなければ、市民の生活苦難と国民健康保険制度の矛盾は拡大するばかりだと指摘をいたしました。令和5年度の国民健康保険事業の推移を見ましても一般会計からの繰り入れは事務的経費など法定内繰り入れにとどまり、医療費へのものはありませんでした。それどころか、国民健康保険会計事業は歳入約26億円。歳出では療養給付費18億円。県への納付金5億7,000万円。財政調整基金は取り崩しましたが、また年度中に同額ほど積み立て、予備費の2,900万円はそのまま不用額となって残りました。つまり、たとえ一般会計からの法定外繰り入れがなくても飛騨市の国民健康保険財政は、そもそも歴年赤字会計ではありません。市民のために何ができるかという、きめ細かい詰めが甘いのではないのでしょうか。任意事業の主なもの特定健診ですが、市民のためにもっとやれることがあるはず。国民健康保険事業は市民の命を守る重要な事業です。市当局も福祉は助け合いだということをおっしゃいます。ならば、市民全体の税金で全国健康保険協会の2倍も高い国民健康保険料を引き下げる、そのための補填を行うということは利にかなっているのではないのでしょうか。しかし、それもやろうとしない。このままでは国民健康保険事業は受益者負担任せの企業会計のようになってしまうのではないのでしょうか。私はその点を大変危惧いたします。

また、市は令和5年度の国民健康保険の加入者4,102人、令和6年度現在は5,337人と、1,200人増えております。市は令和6年度から令和13年度までに被保険者は3,000人となり、医療費が2.7%増加すると推測をいたしまして、保険料引き上げやむなしと危機をあおりますけれども、実際には被保険者、つまり加入者は増えております。これに市はどう対応するのか。私は今後の医療の動向を見守り、指摘したいと思います。

今後は市としてぜひ国民健康保険事業の財政運営を担う岐阜県にも諸問題などの改善を大いに発信していただき、しいては市民が家計の安心を実感できる、そんなまちづくりに尽力していただくことを要望して反対討論といたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

認定第2号、令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場でお話をさせていただきます。国民健康保険は平成30年度より都道府県が市町村とともに

国民健康保険の運営に参画し、財政運営の運営主体となることで保険制度の安定化を図る制度改正が行われました。令和5年度においては新型コロナウイルス感染症による受診控えがなくなったことで、療養給付費も前年より約0.1億円の増加となりました。

しかし、国民皆保険制度のおかげで誰1人取り残さない医療制度が確立されています。飛騨市の国民健康保険は被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、加入世帯数も被保険者数も減少し、半数以上が前期高齢者という状況の中、特定健診や特定保健指導をはじめとする予防・重症化対策に、よりさらなる医療費の適正化を目指しています。また、保険料につきましても統一の際、保険料の急激な増加に対応するため、財政調整基金を活用しながら緩やかな増加にとどめてあります。保険料の軽減措置についても被保険者の半数以上が該当しており、適正な対応が取られています。今後予想される少子高齢化社会に対応するため、なくてはならない制度であり、令和5年度においても歳入・歳出とも我々の命を守るために最善の努力がされており、私はこの認定に賛成するものであります。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

ほかに討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは認定第2号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案を委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎議長（井端浩二）

起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告書のとおり認定されました。

次に、認定第3号から認定第12号までの10案件について一括して採決いたします。これら10案件に対する委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら10案件は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号及び認定第14号につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決をいたします。

認定第13号、令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての採決をいたします。本案の委員長報告書は、利益剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について採決をいたします。本案の委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ご

ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。今議会24日間という長きでございましたけれども、一般会計、特別会計の補正予算、条例の改正、令和5年度の決算の認定と多数の案件につきまして可決、認定のご決定を賜りました。誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘、ご意見につきましては、これまで同様にきちっと整理の上しっかり受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいります。

急に秋めいてまいりましたけれども、まだしばらく台風の発生・接近に必要な時期でもございます。また、今般能登半島での豪雨のように急な大雨もあり得ますので、引き続き防災対策には万全を期してまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、季節の変わり目でございます。ご自愛いただきますとともに、引き続きのご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本当に今議会、お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の発言を終わります。

閉会に当たり一言お礼を申し上げます。今回、一般質問で再質問の在り方についていろいろ問い合わせがありまして議会運営委員会で検討し、お話をさせていただきました。その結果を全員協議会で皆さんに報告させていただきました。今回の9月定例会におきましては大きく通告から外れることもなく、よかったなと思っています。今後ともまたこのような形でさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

それでは本日の会議を閉じ、9月3日から24日間にわたりました令和6年第3回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時28分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 井端 浩二

飛騨市議会議員（10番） 住田 清美

飛騨市議会議員（11番） 前川 文博